

各位

会社名 アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
 （管理会社コード：13694）

代表者名 取締役社長 杉原 規之

問合せ先 商品開発部 積木 利浩

（TEL.03-6774-5100）

当社は、投資信託約款の変更に関し、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

銘柄名	銘柄コード
One ESG ETF	1498

対象指数名称を「FTSE Blossom Japan Index」から「FTSE JPX Blossom Japan Index」に変更します。

対象指数名称が変更になるため、約款に所要の変更を行うものです。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

金融庁届出日：2025年12月19日

約款變更日：2025年12月22日

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF ESG

(新)	(旧)
＜信託の目的および金額＞ 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として <u>FTSE JPX Blossom Japan Index</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. 原則として有価証券の株数の比率が、第21条に定める運用の基本方針に沿ったものであること 3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること	＜信託の目的および金額＞ 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として <u>FTSE Blossom Japan Index</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. 原則として有価証券の株数の比率が、第21条に定める運用の基本方針に沿ったものであること 3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること